

国立大学法人東京医科歯科大学商標取扱規則

令和3年11月24日
規則第118号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における商標の管理、登録出願、使用許可等に必要な事項を定め、もって商標の保護と活用を促進し、本学の信用の維持、発展を図ることを目的に制定する。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「商標」とは、商標法第2条第1項各号に定めるものをいい、本学の大学名義、シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプを含む。
- （2）商標のうち、研究者等が発明等に付随して選択し、使用を希望するものを「成果商標」という。
- （3）「登録商標」とは、商標のうち、本学を権利者として商標法に基づく商標権の設定の登録を受けたものをいい、当該登録商標に基づく権利を「商標権」という。

（商標の管理等）

第3条 本学における商標の登録出願、登録商標の管理、商標の使用及び使用許可に関する事務手続き、並びに営利を目的として商標を使用しようとする者との使用に関する契約については、統合イノベーション機構オープンイノベーションセンター（以下「センター」という。）において行う。

- 2 商標のうち、本学の大学名義、シンボルマーク、ロゴマーク又はロゴタイプを営利目的とせず使用する場合は、この規則のほか、国立大学法人東京医科歯科大学における大学の名義の使用許可に関する要項（以下「名義使用要項」という。）及び国立大学法人東京医科歯科大学シンボルマーク、ロゴマーク又はロゴタイプ取扱規則（以下「シンボルマーク規則」という。）の定めるところによる。

（商標の登録出願又は商標権の存続期間の更新登録申請）

第4条 研究者等及び部署等は、商標の登録出願を希望する場合、様式1をセンターに届出をするものとする。

- 2 学長が指名する担当理事又は副学長（以下「担当理事等」という。）は、前項の届出があった場合、本学の名誉、品位及び社会的信頼性の観点から、国立大学法人東京医科歯科大学職務発明規則に定める知的財産評価会議の議を経て、許可するか否かを決定する。
- 3 商標権の存続期間の更新登録手続の要否は、担当理事等が前項に準じて許可するか否かを決定する。
- 4 前2項により担当理事等の許可を受けた場合、センターは、特許庁に商標登録出願又は商標

権の存続期間の更新登録申請を、速やかに行うものとする。

（商標の放棄）

第5条 登録商標を放棄する場合の手続きについては、第4条の規定を準用する。

（使用の原則）

第6条 商標を使用する者は、商標の管理及び使用に当たり、本学の名誉、品位及び社会的信頼性の維持及び向上を図るように努めるものとし、別紙様式2-1をセンターに提出し大学の許可を願い出なければならず、担当理事等が許可するか否かを決定するものとする。

2 前項の商標が本学の名義、シンボルマーク、ロゴマーク又はロゴタイプである場合には、名義使用要項又はシンボルマーク規則に従うものとする。

（営利を目的とした商標の使用）

第7条 学外者が営利を目的として本学の商標を使用しようとする場合は、別紙様式2-2をセンターに提出し、大学に許可を願い出なければならない。

2 担当理事等は、前項の規定による願い出があった場合は、商標の管理上の特段の問題が生じるおそれがなく、その使用形態が全体を通して科学的な合理性があり、本学の名誉、品位及び社会的信頼性を損なうものでないと認めるときは、当該商標等の使用を願い出た者と使用条件等を協議し、使用に関する契約等を締結するものとする。この過程において、担当理事等は関連する研究者から確認事項（別紙様式5）を提出させ、別に定める商標利用審査会議の意見を聞くことができるものとする。

3 前項の規定により契約を締結した者に対しては、原則として有償で商標等を使用させる。ただし、担当理事等が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 大学は、学外者に営利を目的として本学の商標等の使用を許可したことにより、当該製品や役務等の安全性及び有効性等を担保するものではなく、また、何ら法的責任を負うものではないことを、本条第2項の契約等において定めるものとする。

（利用料収入の配分）

第8条 本学が商標の運用により利用料収入を得た場合、第10条により別に定める取り扱いに従い配分する。

（事務）

第9条 この規則に定めるもののほか、商標の取扱いに関する事務は、統合イノベーション機構事務部において処理する。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、商標その他この規則に関連する事項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第125号）

この規則は、令和5年3月30日から施行し、令和5年3月1日から適用する。

別紙様式 1（第 4 条関係）

商標登録出願（更新登録）申請書

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

所属部署

申請者

印

内線 （ ）

Mail :

下記のとおり、商標登録出願（更新登録）を申請します。

記

登録希望商標	※文字商標、図形商標等を記載（別紙可）
※更新登録の場合	登録番号： 登 録 日：
出願（更新）目的	
使用計画（概要）	
登録（更新）希望指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分	
出願等予算（財源）	
備考	

※提出先：オープンイノベーションセンター

※ 国際出願の場合は、別途書類を添付してください。

別紙様式 2 - 1 (第 6 条関係)

商標の使用申請書 (一般)

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

所属部署

申請者

印

内線 ()

Mail :

下記のとおり、商標の使用について申請します。

記

商標の区分	(1)大学名義、シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプの商標 (2)成果商標 (3)その他の商標 【該当に○を付すこと】
希望する商標等	
使用の目的	
使用の期間	
使用の方法、媒体	
本学の名誉、品位 及び社会的信頼性 の観点について	
特記事項	

※営利使用以外で大学の名称やシンボルマーク、ロゴマークを利用する場合は、「大学の名義の使用許可に関する要項」「シンボルマーク、ロゴマーク又はロゴタイプ取扱規則」に従ってください。

※提出先：オープンイノベーションセンター

《添付書類》

企画書等、仕様等が分かる書類を添付願います。

別紙様式 2 - 2 (第 7 条関係)

商標の使用申請書 (営利目的)

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

法人又は個人名

住所

申請者

印

内線 ()

Mail :

下記のとおり、商標の使用について申請します。

記

商標の区分	(1)大学名義、シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプの商標 (2)成果商標 (3)その他の商標 【該当に○を付すこと】
希望する商標等	
使用の目的	
使用の期間	
使用の方法、媒体	
使用予定商品・役務	
希望する利用料金	
本学の名誉、品位及び社会的信頼性の観点について	
特記事項	

※提出先：オープンイノベーションセンター

《添付書類》

企画書等、仕様等が分かる書類を添付願います。

商標の使用（許可・不許可）通知書

殿

国立大学法人東京医科歯科大学長

印

年 月 日付で申請のありました、東京医科歯科大学の商標の使用について、下記のとおり（許可します・許可しません）。

記

商標の区分	(1)大学名義、シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプの商標 (2)成果商標 (3)その他の商標
希望する商標	
使用料金	☐ 有償（契約書に記載） ☐ 無償
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
条件	☐ 別途契約書を締結する ☐ 利用条件承諾書（別紙様式 4）の提出

（注意）

上記条件のほか、本学の名誉、品位及び社会的信頼性の維持及び向上を図るように努めること

利用条件承諾書

- (1) 東京医科歯科大学(以下、「本学」という。)は、大学の商標(大学名義、シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプを含む)の使用(研究者としての所属を明示する場合を含む)を許可したことにより、当該製品や役務等の安全性及び有効性等を担保するものではなく、また、何ら法的責任を負うものではない。
- (2) XXX(以下、甲という。)は、大学の商標の使用に関わる事業(以下、「本事業」という。)の実施に起因して、第三者の生命、身体、財産に損害が発生した場合、もしくはそのおそれがあることを知った場合、直ちにこれを本学に通知するものとする。
- (3) 本学が、第三者から、本事業の実施に起因して損害を被ったとして、何らかの訴え、異議、請求等の紛争を提起された場合、甲は、製造物責任法第4条に係る免責事由の有無の解明にあたりと共に、本学の指示がある場合には当該指示に従ったうえ、本学に何らの迷惑をかけず、甲の責任と費用負担によりこれを解決し、第三者に対しその損害を賠償しなければならない。
- (4) 本学は、前項の紛争について、一切、その責任を負わないものとし、万一、本学が、第三者に対し何らかの金員を支払った場合には、甲は、本学に対し、次に定める損害額に付加して、当該金員を支払うものとする。
- (5) 甲は、本事業の実施に起因して本学に損害を与えたときは、本学に対しその被った一切の損害(直接の損害額に加え、瑕疵を修補するために要した費用、及び甲が支出した訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用等を含むが、これに限られない。)を賠償する責を負う。

以上、上記の利用条件を承諾します。

年 月 日

甲

商標・名義使用の希望に対する学内関連研究者への確認事項

1 確認の対象となる申請

申請者（企業等）：

商標・名義使用の使用希望内容：別添のとおり ※事務部側が申請内容に基づき提示

2 製品及び製品広告等へ表示しようとしている内容が共同研究等に基づくものであることを示

す「共同研究契約書あるいは学術指導契約書」：別添のとおり ※事務部側が提示

注意事項

- ・「製造物責任法」では、製造物を実際に製造・加工・輸入した者だけでなく、製造業者と誤認させるような表示をした者、実質的な製造業者と認めることができる表示をした者も、法的な責任を負わされます。

共同研究の成果に基づき企業等に、本学名称の表記（研究者としての所属を明示する場合を含む）をさせた場合もこれにあたり、販売会社やメーカーと共に本学（研究者）が法的なリスクを負う可能性があることに、十分な注意が必要です。

以上のことを踏まえ、下記について誠実に回答してください。

- ・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」や「景品表示法（景表法）」などにより、広告の表示が規制されることにも注意が必要です。

チェック事項

3 上記 2 以外に、当該商標・名義使用の根拠となる共同契約の実態がある場合は、提出してください。

4 製品及び製品広告等へ表示しようとしている内容の製品及び製品広告等の技術的根拠となるものは、下記のうちのどれですか。本資料は科学的妥当性を確認するための根拠資料となります。十分な科学的妥当性がない場合は許可しない場合があります。

☐ 学術論文（査読付きのものに限る）

※原則として学術論文への掲載が必須

※該当部分をマーカー等で記し、提出してください。

☐ 学会発表（当該関連企業の後援があるものは認めない）

※該当部分をマーカー等で記し、提出してください。

※学術論文で発表出来なやむを得ない理由を明記のこと

☐ 特許（特許実施許諾）

※特許出願明細書または公開公報（写）を、該当部分をマーカー等で記し、提出してください。

*学術論文で発表出来なやむを得ない理由を明記のこと

- ☐ その他（学術論文での発表が出来ない理由）

5-1 製品及び製品広告等へ表示しようとしている内容について、上記（4）で根拠としている内容から逸脱や誇張はありませんか。科学的に不合理な点がないか、全体的に俯瞰して確認してください。審査では科学的妥当性を重視しますので、慎重に判断のうえチェック願います。

- ☐ 逸脱や誇張は認められない
☐ 逸脱や誇張が認められる

5-2 一般消費者が、当該製品の性能・特性・機能等を、本学又は本学研究者が保証していると誤認される内容となっていないか。科学的に不合理な点がないか、全体的に俯瞰して確認してください。審査では科学的妥当性を重視しますので、慎重に判断のうえチェック願います。

- ☐ 誤認されるような表現にはなっていない
☐ 誤認される可能性がある表現が認められる

例) ○「本製品は○○教授（東京医科歯科大学）との共同研究から開発された」

例) ×「○○教授（東京医科歯科大学）が認めた洗浄力」

例) ×「○○教授（東京医科歯科大学）が製品開発した■■■」

例) ×「ウイルスを100%の効果を○○教授（東京医科歯科大学）が確認」

先方事業に対して大学の商標や名義（研究者としての所属を明示する場合を含む）の使用を許可する場合であっても、利用条件を付しますので、予めご確認下さい。

6 回答者

所属；

氏名：